

令和6年度第7回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和6年10月8日(火)午前 8時30分から
2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室
3. 出席委員数 (15名)
出席者(会長) 吉田 陽一
(代理) 戸部 秀悦
(委員)
1番 佐藤 洋介 2番 加藤 和洋 3番 伊藤 淑榮
4番 5番 高橋 郁雄 6番 清水 司
7番 三浦 栄子 8番 原田 智也 9番
10番 武田 一雄 11番 12番 佐藤 正樹
13番 14番 山本 義則 15番 伊藤 賢一
16番 鈴木 豊則 17番 鈴木 誠孝
4. 欠席委員 (4名)
4番 鈴木和俊委員、9番 鈴木孫城委員、11番 三浦富美男委員
13番 目黒千衣子委員
5. 農業委員会業務報告(9月分)
6. 報告事項
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
7. 議事案件
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて
議案第20号 農地法第4条の許可について
議案第21号 農地法第5条の許可について
8. その他
農用地利用集積計画(案)の諮問に対する意見聴取について
9. 農業委員会事務局職員
事務局 長 鎌田 重美
局長 補佐 鈴木 俊市
主 事 浅井 和将
10. 会議の概要

<p>鎌田事務局長</p>	<p>委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>ただいまから令和6年度、第7回男鹿市農業委員会、定例総会を開会いたします。</p> <p>今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が4件であります。</p> <p>初めに吉田会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>吉田陽一会長</p>	<p>本日は、早朝からご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>田んぼの方も大分、稲刈りが進んでいると思います。</p> <p>また、私ごとですが、先月の5日に令和6年度の地区別市町村農業委員会会長会、会長職務代理者、事務局長会議に出席したところ、11月2日に鹿角市で開催される農業委員大会の役割分担や進行内容などについて確認して参りました。</p> <p>昨年に引き続き土曜日の開催ですが、皆さんからの出席方について、よろしくをお願いいたします。</p> <p>多くの方々の出席をお願いしたいと思います。</p> <p>また、先ほどもいいましたが、まだ稲刈り作業が続いている方は、お忙しいことと存じますが、作業事故には十分気をつけて安全に作業していただくよう、お願いいたします。</p> <p>本日の議事案件等について、ご審議いただけるよう併せてお願いいたします。</p> <p>簡単ではありますが、挨拶といたします。</p>
<p>鎌田事務局長</p>	<p>本日は4番の鈴木和俊委員、9番の鈴木孫城委員、それから11番の三浦富美男委員、13番の目黒千衣子委員から欠席の届け出がありました。</p> <p>19名中15名で、総会の定足数には達しております。</p> <p>それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は、吉田会長をお願いいたします。</p>
<p>吉田陽一議長</p>	<p>それでは、男鹿市農業委員会規則第19条の規定により、議事録署名員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声)</p>

吉田陽一 議長	<p>議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に、10番武田一雄委員、12番の佐藤正樹委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名いたします。</p> <p>続きまして、農業委員会業務報告をお願いします。</p>
浅井主事	<p>9月、農業委員会業務報告の説明をいたします。</p> <p>抜粋してご説明いたします。</p> <p>9月2日、第6回農業委員会、定例総会を開催しております。</p> <p>9月5日、令和6年度地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議を開催しております。</p> <p>9月9日、今年、1回目となる農地パトロールを若美地区から五里合地区にかけて実施しております。</p> <p>9月12日、4条転用関係の現地確認を船越地区で実施しています。</p> <p>9月18日、5条転用関係の現地確認を鶴木地区で実施しております。</p> <p>出席者については、記載のとおりです。</p> <p>また、今後の予定についてですが、本日、10月8日に定例総会、10月23日に常設審議委員会、11月2日に会長のご挨拶にもありましたが、鹿角市において秋田県農業委員会大会が開催予定となっております。</p> <p>11月8日に第8回となる農業委員会定例総会を予定しております。</p> <p>ご報告は、以上となります。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局から説明のあった件について何か、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(無いことを確認し)</p>
吉田陽一 議長	<p>続きまして報告事項。</p> <p>報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知について、をお願いします。</p>

鈴木局長 補佐	<p>議案書の1ページをご覧ください。 農地法第18条、合意解約の案件です。 本日は、1件となっています。 申請番号1号、鶴木字松木境68-1、他2筆、地目、畑、面積計5,008平米、渡人が鶴木のA、受人が鶴木のBで、貸人の都合による合意解約で、この後、5条転用に案件がありますが、一時転用のための合意解約です。 以上であります。</p>
吉田陽一 議長	<p>以上は、報告なので、よろしくお願いいたします。 議事案件に入りたいと思います。 議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、をお願いいたします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。 議案第18号、農地法第3条の案件です。 今回は、所有権移転が2件で、いずれも無償譲渡になっております。 申請番号1号、払戸字横長根126-8、他1筆、地目、畑、面積計796平米、渡人が払戸のC、受人が同じく払戸のD、担い手への贈与と受贈で、この2人は親子関係です。 親であるCが病気のため、耕作できなくなったので、子供のDに農地を引き継ぐ無償譲渡です。 申請番号2号、北浦野村字中谷地114、他1筆、地目、田、面積計2,047平米、渡人が、北海道のE、受人が北浦のF、渡人の方は、これで農地がなくなりますので農業廃止、これは親族間の無償譲渡で、分家が本家に畑を返すということです。 以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>ただいま事務局のから説明がございましたが、これについて何か、ご意見ございませんか。 はい、佐藤正樹委員。</p>
佐藤正樹 委員	<p>生前一括贈与は、税制面で優遇措置があったと思いますが、この場合、税金の関係はどうなりますか。</p>

鈴木局長 補佐	生前一括贈与の制度は、税の軽減というより、納税猶予の形です。
	<p>どんどん更新していく内容ですが、司法書士で行う中で納税を軽減し、支払ってしまうという制度があるので、そちらの制度を使うということを伺っております。</p>
吉田陽一 議長	よろしいですか。
佐藤正樹 委員	はい。
吉田陽一 議長	他にございませんか。
	(無しの声)
吉田陽一 議長	<p>無しの声がありましたので、申請のとおりといたします。 続きまして、議案第 19 号、農用地利用施設計画案の諮問に対して審議を求めることについて、をお願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>議案書の 4 ページをご覧ください。 議案第 19 号の案件です。</p>
	申請番号 1 号からご説明いたします。
	<p>申請番号 1 号、脇本脇本字碓 59、他 67 筆、地目、田、面積計 6 万 5,609 平米、渡人が払戸の A、受人が払戸の B、無償譲渡の案件です。</p>
	これは、先ほどの 3 条に引き続き、これらの農地も一括して息子が親から譲り受けます。
	なぜ 3 条議案と分かれたのか、というと 3 条の案件は、農業振興地域以外の畑だったからです。
	<p>申請番号 2 号、松木沢字松木新田 30、地目、田、面積 2,151 平米、渡人が、潟上市の G、受人が松木沢の H、総額 60 万円の案件です。</p>
	これは、親族間による売買です。
	G からの要望を H が受ける形です。
	以上で説明を終わります。

吉田陽一 議長	<p>ご説明のあった、1号と2号について、何かご意見ございませ んか。</p> <p>(無しの声)</p>
吉田陽一 議長	<p>無しの声がありましたので、申請のとおりといたします 続きまして議案第20号、農地法第4条の許可について、お願い いたします。</p>
浅井主事	<p>議案書5ページをご覧ください。 農地法第4条、自己所有農地の転用に関する議案です。 申請番号1号、船越字船越88番地、地目、畑、面積109平米、 申請人は、船越のI、転用形態が永年転用、転用目的が一般住宅 となります。</p> <p>こちらの案件についてですが、別紙の総会資料、括弧、農地転 用に関する図面等の方をご確認ください。</p> <p>今年8月にすでに完工してしまった自宅の転用申請となりま す。</p> <p>位置図が、国道101号線から「ショートステイたらちね」の裏 に広がる住宅街の一角となります。</p> <p>図面の3ページをご確認ください。 黄色で着色している部分が、当該農地109平米の範囲となりま す。</p> <p>水色部分が、今回、完工してしまった住宅の範囲となります。 4ページの現況写真をご確認いただきたいと思います。</p> <p>この赤い範囲内が、今回、第4条関係の畑部分となります。</p> <p>こちらの農地については、都市計画法上、用途地域に設定され ている第3種農地になることから、事前に申請いただいた場合、 問題なく転用許可ができたのではないかと、というところで事務局 としては、追認の方で考えております。</p> <p>ご説明は、以上となります。</p>
吉田陽一 議長	<p>それでは、この農地法第4条の現地確認をいたしました、5番 の高橋郁雄委員、それから6番の清水司委員、ご苦労様でした。 説明員として5番の高橋郁雄委員からお願いいたします。</p>

高橋郁雄 委員	<p>12日、私と清水委員、浅井主事と行って参りました。</p> <p>この場所については、既に船越の住宅地になっている所です。</p> <p>もう立派な家が建っているという現状で話を聞くと、家を建てる前は畑として使っていたが、自分の土地なのでせっかく家を建てるので畑も利用した、という事です。</p> <p>状況的には、追認で問題はないと思われまますので、ご審議をお願いいたします。</p>
吉田陽一 議長	<p>お疲れ様でした。</p> <p>ただ今のご説明について、ご質問はございますか。</p>
加藤和洋 委員	<p>これは、事前着工で問題ですよ。</p> <p>法律違反なので、本人たちは分らなかったか。</p>
鈴木局長 補佐	<p>確認したところ、畑の部分に建てる予定ではなかったが、建ったら畑部分にも建物が係っていたという内容でした。</p> <p>この件について、許可前に家を建ててしまったので農業会議に対応を確認したところ、特に悪質だとか、農地の状況、本件は第3種農地、都市計画区域内で、本来は、事前に確認いただければ許可できる場所である、ということもあります。</p> <p>手法としては、農業会議に相談し、後になるが追認という方法で農業委員会にお諮りしたという次第です。</p> <p>以上です。</p>
加藤和洋 委員	<p>こういうケースが、多々出てくれば、問題だと思う。</p> <p>畑に建物を建てる場合は、農業委員会から許可を得なければならないことになっているので、追認という事は、みんな、農業委員会に届けなくても、後々、追認できるという事になれば困るので、やはり法律に則って、今回は仕方ないが、今後はこういうようなことが無いよう、広報なり、農業委員会だより等で農地に住宅を建てる場合は、農業委員会の許可が絶対必要という事を伝えるようなことをして、徹底していかなければならないと私は思います。</p>
鈴木局長 補佐	<p>本件に関しましては、たまたま第3種農地、本人たちの話を聞く限りは、悪意が無いので追認でもよろしいだろうでしょう、と</p>

<p>鈴木局長 補佐</p>	<p>いう農業会議のご意見だったので、今回追認という形で本会に上程させていただきました。</p> <p>当然、案件の内容によっては、違法で認められない案件が出てくる可能性は、ありますので、その都度、農業会議さんと協議しながら、事後についての処理について決めていきたいと思っております。</p> <p>それと、先ほど加藤委員がおっしゃった周知を図っていかなければいけない事に関しては、まずホームページの方で、その旨については、現在掲載しております。</p> <p>それと広報誌の方で、年間、順繰りに案件を変えながら、市民に周知を図る部分がありますが、今回このような案件が出ましたので、この後、改めて周知を図っていきますので、よろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>吉田陽一 議長 加藤和洋 委員 佐藤正樹 委員</p>	<p>加藤和洋委員、いいですか。</p> <p>はい。</p> <p>加藤委員がいったとおり、これ、業者なり、地域の人達に分かるように広報等で、転用に関しては、農業委員会へ報告してください、と周知した方がいい。</p> <p>駐車場の、こっちのL型ブロックなんて、今やったように見えない。</p> <p>コンクリートがくすんでいるし 3、4 年前からやっていると思う。</p> <p>こういう行為を行う場合は、業者でも市民でも農業業委員会に届け出なければならない、という事について広報等を使って1年のうちに何回か周知すべきだと思う。</p> <p>本件については、ここまでやって解体という話もできないので。旧若美町では、こういう案件がよくあって無届で倉庫を建築して、もう本人が開き直ってしまい問題になった。</p> <p>そうなるしまえば、お互いおかしくなってしまうので、事前に業者も市民もお互い分かるように周知すべきだ。</p>

鎌田事務局長	そういうふう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。
吉田陽一議長	今この件に対して、よろしいでしょうか。 よろしく願いいたします。 続きまして議案第 21 号、農地法第 5 条の許可について、をお願いいたします。
浅井主事	議案書の 6 ページをお願いいたします。 法第 5 条による転用の案件となります。 受人が同じ方で一括してご説明いたします。 申請番号 8 号、9 号、場所が鶴木字鶴木境 68-1、他 2 筆、地目が畑、面積が計 8,624 平米、渡人が鶴木の A、鶴木の J、受人が K。 転用形態が一時転用となります。 転用目的に関しては、赤土採取。 また、先ほどの図面の方ご確認ください。 図面 5 ページになります。 位置図が申川から、めぐみ農園方面に入って、めぐみ農園から、西に約 150 メートル入ったところが当該農地となります。 図面、7 ページをご確認ください。 計画平面図になります。 赤で着色している範囲が今回の申請農地となります。 その内側に、少し分かり辛いですが、水色っぽい色で着色している部分が、今回の対象範囲となります。 最終面積が合計 8,624 平米に対して、7,831 平米、保安面積を周囲 693 平米、進入路として 100 平米設けております。 採取量に関しては、令和 8 年の 9 月 30 までの約 2 年間で 7,782 立米という計画になっております。 事務局からの説明は、追加ですみませんが 8 ページ、現況写真になります。 こちらが今回申請いただいた農地の状況ですが、今現在、大豆がまだ作付けされている状態です。 こちらに関しては、今年、大豆の収穫後に着工するということで、耕作者及び所有者と K で合意がえられている、という形になっております。

浅井主事	ご説明は以上となります。
吉田陽一 議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、農地法第5条の農地の現地確認を行いました7番の三浦栄子委員、12番の佐藤正樹委員、説明員として7番の三浦栄子委員、お願いいたします。</p>
三浦栄子 委員	<p>9月18日、佐藤正樹委員とKからは3人、浅井主事の6人で立ち合いました。</p> <p>現地は、写真のとおり大豆が耕作されており、地図的に位置が良くわからない。</p> <p>隣の方で大豆を耕作されているところもあり、6人でずっと歩いて確認しましたが、境界線っていうものがよくわからない状態でした。</p> <p>そこでKの方では、形も変則なので、しっかりと測量をしてから、取り掛かりたいとの事でした。</p> <p>それと、たまたま大豆を耕作している人と会いまして、話を聞いたところ、1枚境界線をきちんと作ってあるので、大豆を刈った後だと、はっきり分かりますという話をされました。</p> <p>なので、周りも畑地で耕作物もなく、少し入口が少し狭いだけです。</p> <p>狭いので、その部分、気をつけてもらえれば、これといって問題はない、と思って見て参りました。</p> <p>皆様のご意見、よろしくお願ひ。</p>
吉田陽一 会長	<p>どうもご苦労様でした。</p> <p>ただ今、三浦栄子委員から説明がございました。</p> <p>これについて、何かご意見ございませんか。</p>
加藤和洋 委員	Kと渡人、それぞれ対価は、幾らですか。
浅井主事	事業計画では、合計260万円の土地借上料となっておりまして、渡人のAが137万円、Jが123万円と聞いております。
加藤和洋 委員	<p>相場は、どれくらい。</p> <p>30万円位でないか。</p>

鎌田事務局長	<p>相場というのはなくて売る側、買う側の交渉によるものと思いますが。</p> <p>(発言多数、聴取不能)</p>
鈴木局長補佐 三浦栄子委員	<p>事業費を面積で割ると 30 万円くらいです。</p> <p>それからすいません。</p> <p>補足で土取り終わった後は、表土を元に戻して畑として使ってくれる、という事でした。</p> <p>それは、いいと思っています。</p>
吉田陽一議長	<p>これについて、何かご意見ございますか。</p>
鈴木豊則委員	<p>畑に戻すっていうので、いいじゃないですか。</p>
吉田陽一議長	<p>再度、畑に戻すのでいいのかと思われます。</p>
浅井主事	<p>終了後は、現況写真を提出することになっています。</p>
吉田陽一議長	<p>申請について、これでよろしいですか。</p> <p>(よしの声)</p>
吉田陽一議長	<p>では、申請どおりといたします。</p> <p>議案の案件については、これで終了いたしました。</p> <p>その他についてお願いいたします。</p>
鈴木局長補佐	<p>皆様の資料の中に 2 枚つづりの意見聴取という書類があろうかと思えます。</p> <p>これは、農業公社をとおした、売買、或いは、貸借の関係について、今後は皆様からの意見聴取という形で、その他の案件に上げさせていただくことになります。</p> <p>お配りした 2 枚目の紙には、議案書と同じように 2 つの案件が並んでおります。</p> <p>いずれも農業公社の 4 耕作事業、鈴木孫城委員が前回やった事</p>

鈴木局長 補佐	<p>業を利用して購入する案件で、2件とも今年度中に貸借期限が来て、農業公社から農地を買い入れる内容になっております。</p> <p>申請番号1号からご説明します。</p> <p>申請番号1号の野石字李崎37、他1筆、地目、田、面積計6,782平米、対価に関しては、120万円であります。</p> <p>渡人は、秋田県農業公社、受人は、野石のL。</p> <p>申請番号2号、脇本富永字堂ノ前30、他4筆、地目、田、面積計3,586平米、対価は115万円。</p> <p>渡人は、秋田県農業公社、受人は、脇本のM。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>これについて、何かご意見ございません。</p> <p>(意見が無いことから)</p>
吉田陽一 議長	<p>諮問については、意見は無いという事とします。</p> <p>他にありますか。</p>
鈴木局長 補佐	<p>この後、11月2日土曜日に秋田農業機械農業委員会大会が鹿角市で開催されるというお話を冒頭にしてしておりますが、この出欠について確認したいと思います。</p>
浅井主事	<p>出欠確認は済みしました。</p>
吉田陽一 議長	<p>では次、ありますか。</p>
鎌田局長	<p>今年度から始まります農地利用最適化交付金活用しました、農業委員報酬の上乗せについて、です。</p> <p>これから稲刈りが終わった小さい農家の方から農地の移動の相談に来ているところです。</p> <p>皆さんのところにも、そういったご相談等が行くと思いますが、ありましたら、活動記録の方に逐一書いていただいて、提出していただきたいと考えております。</p> <p>特に今回、その上乗せの部分についてですが、例えば農地の見回り、農地パトロールですけれども、その他に耕作放棄地の活用相談、新規参入相談、農地の出し手、受け手の掘り起こし、新規参</p>

鎌田局長	<p>入後の支援、農業者年金の加入促進、その他農地利用の最適化に必要な活動、これらについて皆さんからいただいた活動記録を見ながら、私どもの方でポイントを拾っていくこととなりますので、どうか活動記録提出の際には、お忘れないように書いていただくようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
吉田陽一 議長	<p>他に、その他ございますか。</p> <p>なければこれで総会を終了いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>